



2025年3月14日

各 位

会 社 名 浜 井 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 藤 公 明
(コード： 6131、東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 担 当 山 畑 喜 義
(TEL. 03-3491-0131)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、2025年5月中旬頃に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年3月31日（月曜日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025年3月31日（月曜日）
- (2) 公告日 2025年3月14日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.hamai.com>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2025年2月5日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社Mint（以下「公開買付者」といいます。）は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、公開買付者が2025年2月6日から実施しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規

定に基づき、当社の株主（ただし、公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、上記②に該当した場合には上記付議議案を目的事項とする本臨時株主総会を開催する旨の要請が当社に対してなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。

なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

他方、（i）本公開買付けが成立しなかった場合、（ii）本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができた場合、又は（iii）上記①に該当した場合（本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合）には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

以 上